

ミニ規約 ガイド

適正営業のためガイドブック

- このガイドは、日常の営業活動の中でご活用ください。
- さらに詳しくお知りになりたい場合には、別途発行しました「衛生検査所業公正競争規約解説書・諸規程集」を参照してください。
- 疑問が生じた場合には、下記にお気軽にお問い合わせください。

衛生検査所業公正取引協議会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-3-28 K.I.S 飯田橋 2 階

TEL / FAX : 03-5805-0250

<http://www.kensa-koutorikyo.org/>

衛生検査所業公正取引協議会

令和元年 〇月発行

公正競争規約とは…

「衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」は、衛生検査所業界の正常な商習慣を維持・促進するため、景品表示法に基づき、消費者庁長官と公正取引委員会の認定を受けた業界のルールです。(景品表示法第 31 条第 1 項)

公正競争規約に基づいた適正な行為である限り、公正取引委員会から独占禁止法上の措置を採られることはありません。(景品表示法第 31 条第 5 項)

**ルール違反は
「しない」、「させない」、「認めない」
を合言葉にみんなで守りましょう。**

公正競争規約に違反した場合…

公正取引協議会の会員は、公正競争規約を遵守する義務があります。(規約第 7 条)

調査の結果、違反行為が認定された場合は、公正競争規約の定めに従って、公正取引協議会として違反行為者に対し、次の措置を採ることになります。(規約第 8 条)

- ①違反行為を排除するため必要な措置を採るとともに、違反行為を再び行っ
てはならない旨を文書で警告する。
- ②警告に従わない場合は、100 万円以下
の違約金を課し、若しくは除名処分を
し、又は消費者庁長官に必要な措置を
講ずるよう求めることができる。

景品表示法と公正競争規約の関係

景品表示法

第4条

景品類の制限及び禁止

内閣総理大臣（消費者庁長官）は、……景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

告示

医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業における景品類の提供に関する事項の制限

（平成9年告示第54号）

消費者庁が運用

商慣行として参酌

相互に補完

第31条

協定又は規約

事業者又は事業者団体は、……景品類又は表示に関する事項について、内閣総理大臣（消費者庁長官）及び公正取引委員会の認定を受けて、……協定又は規約を締結し、又は設定することができる。

共同認定

衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
（昭和59年9月認定）

公正取引協議会が運用

消費者庁長官及び公正取引委員会

説明

1 告示は、法律と一体のものとして消費者庁が運用し、国内のすべての企業に適用されるが、公正競争規約は、公正取引協議会が運用し、直接的には協議会会員のみに適用される。

2 しかしながら、公正競争規約は、消費者庁長官及び公正取引委員会がその業界の公正取引のルールとして認定したものであることから、消費者庁が告示を判断するに際しては、公正競争規約の定めが参酌されることになる。
景品表示法と公正競争規約は、相互に補完する関係にある。

公正競争規約による制限内容

■景品類とは…（規約第2条第4項）

事業者が顧客誘引の手段として、取引に付随して提供する、物品、金銭その他の経済上の利益をいいます。ただし、値引、アフターサービスは含まれません。

■提供できない景品類（規約第3条）

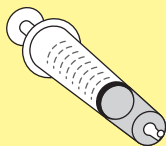
- ・ 物品（真空採血管、医療用具、遠心分離機、事務機器、贈答品など）及び土地、建物等
- ・ 金銭（費用の肩代わりを含む。）、金券、株券、商品券などの有価証券等
- ・ きょう応（映画、演劇、旅行、その他催物等への招待や優待を含む。）
- ・ 便益、労務その他の役務（無料検査、レセプト・書類の搬送など）

■例外的に提供が制限されない景品類（規約第4条）

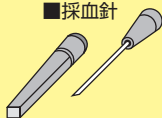
- ・ 検体を医療機関から自社の検査センターまで保管輸送するための容器（検体採取など他の用途にも使用できるものは含まない。）又は便益を高めるような物品の提供
- ・ 衛生検査に関する情報その他自社の衛生検査に関する資料、説明用資材等の提供
- ・ 短期間のテスト検査（原則1週間以内、新検査法による比較検査及び研究用検査は4週間以内）の提供
- ・ 慣例として行われる自社主催の忘年会等の親睦の会合、自社の創立記念行事等における「社会通念上華美過大にわたらない範囲」での景品提供

次に示すのは、無償提供が禁止されている
容器・検体採取用具類の一例です

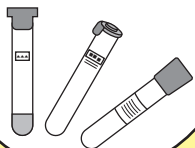
■採血シリンジ



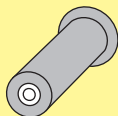
■採血針



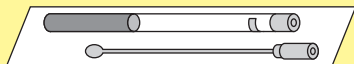
■真空採血管
(3種検査用及び
特殊検査用のすべて)



■採血ホルダー



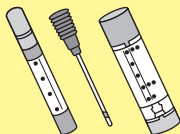
■検体採取用具セット



■マルチ針



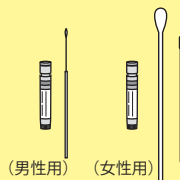
■便ヘモグロビン



■ハルンカップ



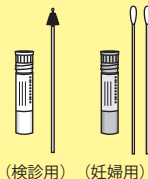
■クラミジア・淋菌用容器



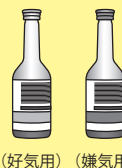
■細菌検査用スワブ



■HPV容器



■血液培養容器



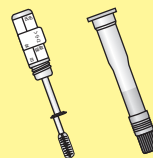
■喀痰管



■婦人科自己採取容器



■便中H.ピロリ抗原用採便管



無償提供が制限されない容器

別表

■汎用管(除く真空管)



■分離用管(血清、血漿用)



■尿一般検査用



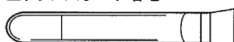
■滅菌スピッツ(透明プラスチック)



■滅菌試験管(ガラス)



■トランスポート培地



■尿ポリ瓶



■褐色尿ポリ瓶



■ビベツチューブ



■組織片容器(ホルマリンなし) (透明プラスチック)



■寒天培地



■シャーレ



景品表示法による制限(告示)

「医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業 における景品類の提供に関する事項の制限」

(全部変更 平成9年公正取引委員会告示第54号)
(最終変更 平成28年内閣府告示第124号)

医療用医薬品の製造又は販売を業とする者、医療機器の製造又は販売を業とする者及び衛生検査を行うことを業とする者は、医療機関等に対し、医療用医薬品、医療機器又は衛生検査の取引を不当に誘引する手段として、医療用医薬品若しくは医療機器の使用又は衛生検査の利用のために必要な物品又はサービスその他正常な商慣習に照らして適当と認められる範囲を超えて景品類を提供してはならない。

備考

- この告示で「医療用医薬品」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品であって、医療機関等において医療のために使用されるものをいう。
- この告示で「医療機器」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第4項に規定する医療機器であって、医療機関等において医療のために使用されるものをいう。
- この告示で「衛生検査」とは、人体から排出され、又は採取された検体について行う臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する検査をいう。
- この告示で「医療機関等」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院及び診療所、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第12項に規定する薬局その他医療を行うもの及び衛生検査を委託するもの（これらの役員、医療担当者その他従業員を含む。）をいう。